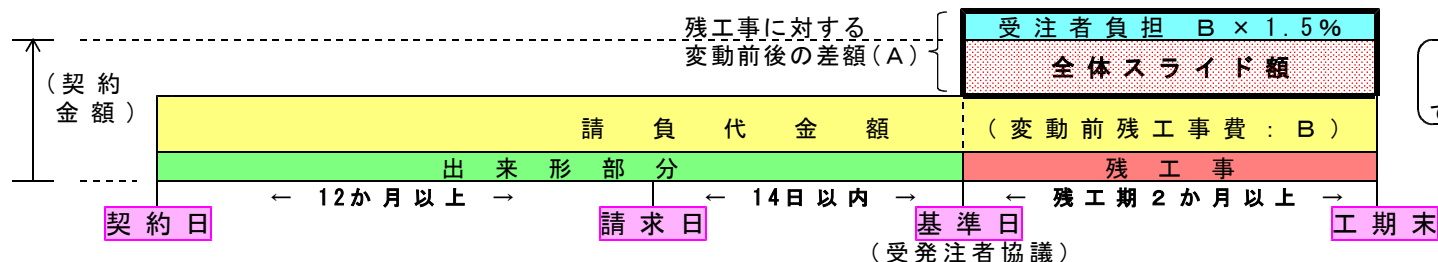


スライド条項の概要

○工事請負契約書第22条（スライド条項）の適用について

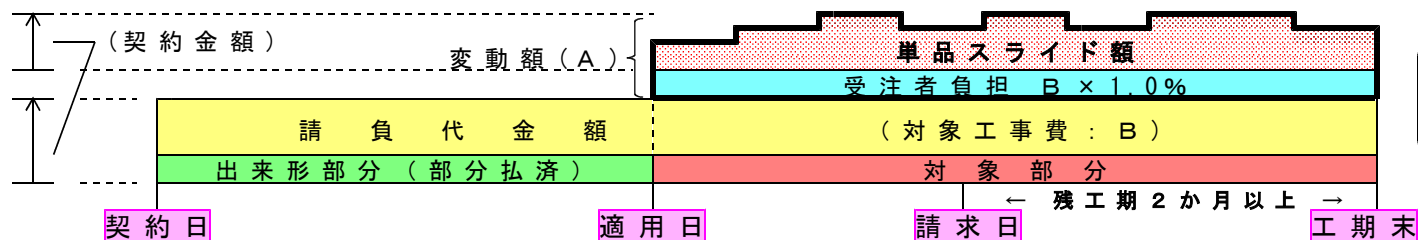
		全体スライド (第1項から第4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
条 項 の 趣 旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
適 用 対 象 工 事		契約締結の日から12か月を経過し、かつ、残工期が2か月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	残工期が2か月以上ある全ての工事	残工期が2か月以上ある全ての工事
請負代金額 の変更方法	対 象	基準日以降の残工事量に対する労務単価、材料単価、機械器具等損料並びに共通仮設費、現場・一般管理費	部分払いを行った出来形部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油、その他工事材料）	基準日以降の残工事量に対する労務単価、材料単価、機械器具等損料並びに共通仮設費、現場・一般管理費 ※賃金水準の変動に限らず、物価水準の変動があった場合にも適用できる
	受注者の負担	変動前残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	変動前残工事費の1.0%
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12か月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

<全体スライド>



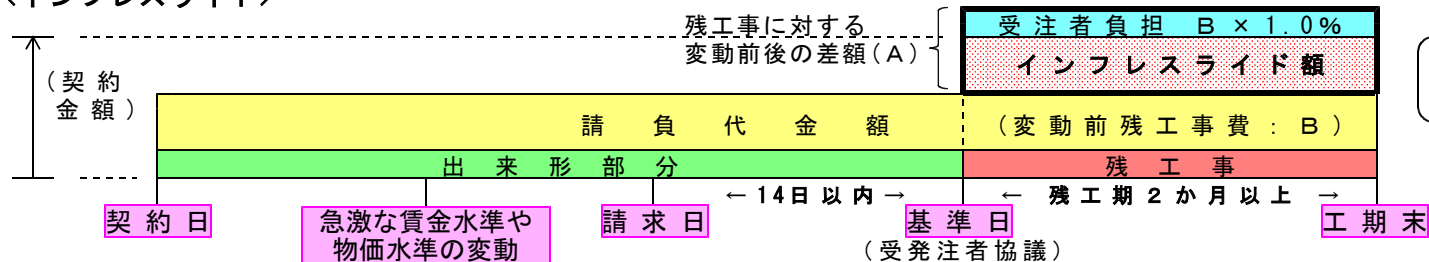
$A > B \times 1.5\%$ の場合
 $A - B \times 1.5\%$ を全体スライド額として請負代金を変更

<単品スライド>



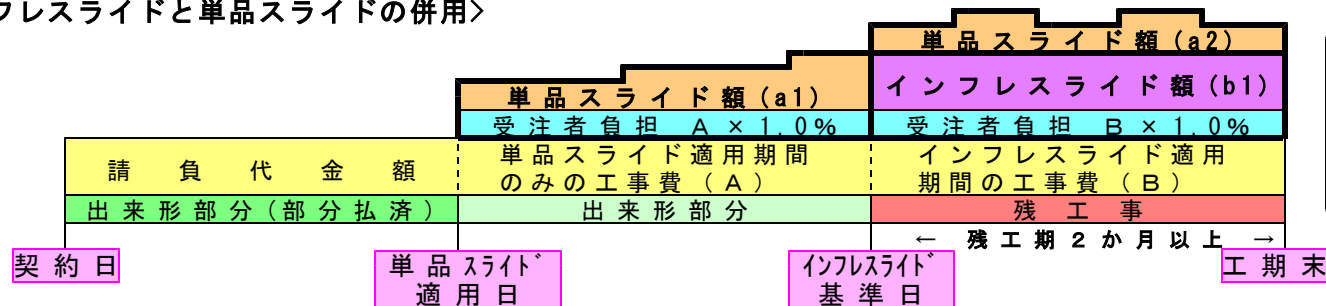
$A > B \times 1.0\%$ の場合
 $A - B \times 1.0\%$ を単品スライド額として請負代金を変更
 ※材料費のみを対象

<インフレスライド>



$A > B \times 1.0\%$ の場合
 $A - B \times 1.0\%$ をインフレスライド額として請負代金を変更

<インフレスライドと単品スライドの併用>



《インフレスライドと単品スライドを併用した期間の取扱い》
 ・単品スライドの変動前単価はインフレスライド適用日の単価を用いる
 ・単品スライドの受注者負担は求めない(インフレスライドの受注者負担のみ適用)

※単品スライドの適用可否を判断するために1.0%を乗じる請負代金額には、インフレスライド額(b1)を含む
 ※全体スライドと単品スライドの併用も可能。その場合、併用期間の受注者負担は $B \times 1.5\%$ となる